

諮問実施機関：延岡市長

諮問日：平成25年6月26日

答申日：平成25年9月25日

事件名：「24年度区長会理事会会議録の議事事項に係る部分を不開示とした部分開示決定  
に対する異議申立て事件」

## 答 申 書

平成25年6月26日付けで貴職から受けた、平成25年5月27日付け延経第19号で異議申立人に対して行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）についての異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

### 第1 審査会の結論

延岡市長が平成25年5月27日付けで異議申立人に対して行った本件処分は妥当である。

### 第2 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

延岡市の職員が公務として出席している会議であり、出席した職員によって作成されている議事録であるから不開示情報とはなりえない。

「区長会」は延岡市市政連絡員の会であり、公の会である。その議事録は、不開示情報とはなりえない。

「理事会は原則非公開」「公にしないとの条件」があるとされているが、根拠がないものである。根拠文書を所管課に対して提示を求めたが、明示されなかった。

延岡市が毎年継続的に多額の補助金、報酬を支出している延岡市市政連絡員とその会の理事会が「原則非公開」ではありえない。

以上により、延岡市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2号に相当しない不開示決定である。

### 第3 実施機関の説明の要旨

条例第5条第2号イにおいては、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」は開示してはならないとされている。

区長連絡協議会の理事会に関しては経営政策課市民協働係長が職務として出席し、その会議内容を経営政策課長に報告することとしている。

本件開示請求の対象となった文書は、平成24年度中に開催された区長連絡協議会に市民協働係長が出席した際に、理事の発言内容や議論された事項を整理した経営政策課長への報告書と当該理事会において配布された資料である。

今回、不開示とした部分は、報告書に記載された情報のうち、理事の発言内容を記載した部分と、配布された資料に市民協働係長が理事の発言内容を書き留めた部分である。

本件理事会に関しては非公開で開催されており、また、区長連絡協議会においても会議録は公にされていない。その趣旨は理事の発言内容等が公開されると、率直な意見交換や議論が阻害されることにあると確認している。

本件部分開示決定した報告書に記載された情報に関しては、前記趣旨から理事会が非公開であるとの前提のもと、公にしないとの条件で、市の要請により、理事会に出席し、市の職務として経営政策課長への報告の必要性から、理事の発言内容（情報）をとりまとめたものである。

以上のことから、本件不開示とした部分は、条例第5条第2項イで定める「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に明らかに該当するし、発言部分の不開示は妥当だと判断する。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 区長連絡協議会の性質について

異議申立人は、「「区長会」は延岡市市政連絡員の会であり、公の会である。その議事録は、不開示情報とはなりえない。」「多額の補助金、報酬を支出している延岡市市政連絡員とその会の理事会が「原則非公開」ではありえない」と主張する。

この点について、延岡市市政連絡員は、市長が任命する非常勤特別職の職員である一方、区長は、それぞれの区において地域の代表者として任意に選ばれた者である。

確かに、区長は、市と住民の連絡調整を担う者として公的な一面を有すると考えられ、市政連絡員と兼務している区長が多いのも事実であるが、市政連絡員とは異なって市から独立した存在であり、また、それら区長から構成される区長連絡協議会も同様に、市の組織とは別の独立した任意の団体と認められる。

したがって、区長連絡協議会は、延岡市市政連絡員の会ではないのであり、区長会が市政連絡員の会であることを理由として区長連絡協議会の理事会の議事録が不開示情報とはなりえないとの異議申立人の主張には理由がない。（なお、仮に、市政連絡員の会であっても、会議の内容によっては、会議を非公開とすることもあり得るし、会議録が不開示情報に該当する場合もあり、市政連絡員の会の情報が不開示情報とはなりえないとは直ちには言えない。）

また、市が区長連絡協議会に対して補助金を支出している事実は認められるが、市が保有する行政文書について条例に基づく開示請求がなされた場合には、条例に従ってその開示又は不開示について判断しなければならないものであり、市が補助金を支出している団体の文書であるからといって、必ずしも、その全ての情報が公にされる

わけではない。

## 2 条例第5条第2号イの該当性について

異議申立人は、「理事会は原則非公開」「公にしないとの条件があるとされているが、根拠がないものである。根拠文書を所管課に対して提示を求めたが、明示されなかった」と主張する。

これに対し、実施機関は、区長連絡協議会理事会は原則非公開で開催されており、その会議録についても公にされていないこと、また、その理由については、会議の内容、特に会議における発言内容が公開されることとなると、以後の会議において、率直な意見交換や議論が阻害されるためであることを区長連絡協議会に確認したうえで、内容を公にしないとの条件で職員が出席したものであるとしている。

この点について、前述のとおり、区長連絡協議会は、市から独立した任意の団体であることを踏まえると、その理事会が原則非公開で行われており、その会議録についても公にされていないという実施機関の説明に不合理な点はない。また、区長連絡協議会に関することをその所掌事務の一つとしている経営政策課の要請に対し、区長連絡協議会からは、その内容を公にしないとの条件で職員の出席が認められているとする主張についても同じく不合理な点はない。

なお、異議申立人が主張するように、それらの根拠を明示した文書がないとしても、それをもって根拠がないとは言えないものである。

今回、不開示とした情報は、報告書に記載された情報のうち、理事の発言内容を記載した部分と、配布された資料に経営政策課の職員が理事の発言内容を書き留めた部分であるが、これらの不開示情報については、上記のとおり、区長連絡協議会が市から独立した任意の団体であり、その理事会は原則非公開で行われており、その会議録についても公にされていないところ、経営政策課の要請に対し、区長連絡協議会からその内容を公にしないとの条件で職員の出席が認められたのであるから、条例第5条第2号イの「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当することが認められる。

## 3 小括

以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てには理由がないので、上記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成25年6月26日 実施機関から諮問書を受理
- ② 同日 実施機関から理由書を受理
- ③ 平成25年7月8日 調査審議
- ④ 平成25年7月26日 調査審議及び答申案の審議
- ⑤ 平成25年9月4日 答申案の審議

第6 答申に関与した委員

佐々木龍彦 渡部恭久 楠田美穂子

諮問実施機関：延岡市長

諮問日：平成25年6月26日

答申日：平成25年9月25日

事件名：「25年度区長連協資料について不存在のため不開示とした不開示決定に対する異議申立て事件」

## 答 申 書

平成25年6月26日付けで貴職から受けた、平成25年5月27日付け延経第20号で異議申立人に対して行った行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）についての異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

### 第1 審査会の結論

延岡市長が平成25年5月27日付けで異議申立人に対して行った本件処分は妥当である。

### 第2 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

不開示決定日、平成25年5月27日現在で該当文書は存在している。所管課も存在を認めている。

開示請求があった日から起算して15日以内に存在することが予想される情報が不存在とされることはあってはならない。市の善意、誠意の問題である。情報公開条例の目的に添って、法規は市民本位に解釈されなければならない。

以上により、延岡市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に反する不開示決定である。

### 第3 実施機関の説明の要旨

異議申立人の言う区長連協資料のうち、区長連絡協議会総会議案書は総会終了後、区長連絡協議会が本市に対し、補助金請求を行う際に添付資料として本市に提出されるものである。

区長連絡協議会の総会は、異議申立ての理由のとおり、申請日から起算して15日以内に開催されることは予想された。

しかしながら、本市が総会資料を保有する条件となる区長連絡協議会の補助申請日には、とくに定めがなく、不確定である。そのため、本市が開示請求から起算して15

日以内に当該文書を保有することは不明確であり、実際開示決定時には当該文書を保有していなかった。

よって、今回不開示とした決定は妥当だと判断する。

なお、区長連絡協議会の補助金請求日が例年より早かったため、現在、本市は当該文書を保有している。

情報開示請求日	5月13日
区長連絡協議会総会	5月24日
情報開示決定日	5月27日 午前
区長連絡協議会補助金申請日	5月27日 午後
区長連絡協議会補助金請求日	5月29日

#### 第4 審査会の判断

異議申立人は「開示請求があった日から起算して15日以内に存在することが予想される情報が不存在とされることはあってはならない。」と主張する。

これに対し、実施機関は「本市が開示請求から起算して15日以内に当該文書を保有することは不明確であり、実際開示決定時には当該文書を保有していなかった。」とし、不開示決定は妥当なものであると説明する。

この点について、条例第3条では、「条例の定めるところにより、実施機関の長に対し、実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と定めており、開示請求の対象となる「行政文書」については、条例第2条第2号において、行政文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、規則で定めるものをいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義されている。

よって、条例において開示請求の対象となる文書は、実施機関が保有している文書である。

本件処分で不開示とした区長連絡協議会総会議案書は、例年、区長連絡協議会が本市に対して補助金の請求を行う際の添付資料であるとのことである。そうであるならば、区長連絡協議会総会の開催期日が事前に判明していたとしても、いつの時点で補助金請求が行われ、市がその議案書を実際に保有することになるかは不明確なものであると認められる。

また、本件処分時である5月27日午前中には、未だ区長連絡協議会からの補助金の請求が行われていなかったことからすると、本件処分時、当該文書を保有していなかったとの実施機関の説明に不合理な点はない。

以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てには理由がないので、上記第1の結論のとおり答申するものである。

なお、実施機関は、開示請求を受ける際には、開示請求の対象となる文書について、その時点では保有していない場合であっても将来的に保有することが予測されるものであるときは、開示請求者に対し、文書の保有の時期に関する情報提供に努めるようにすべきことを審査会の意見として補足する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成25年6月26日 実施機関から諮問書を受理
- ② 同日 実施機関から理由書を受理
- ③ 平成25年7月8日 調査審議
- ④ 平成25年7月26日 調査審議及び答申案の審議
- ⑤ 平成25年9月4日 答申案の審議

第6 答申に関与した委員

佐々木龍彦 渡部恭久 楠田美穂子